

ルクセンブルク

日本からの進出に関する主な制度

(2025 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ブリュッセル事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所が現地コンサルティング会社 Deloitte Tax & Consulting に作成委託し、2024 年 9 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

免責事項

ジェトロおよび Deloitte Tax & Consulting は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte Tax & Consulting が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・ブリュッセル事務所

E-mail：BEB@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail：SCC@jetro.go.jp

JETRO

目次	
I. 外資に関する規制	1
A. 規制業種・禁止業種	1
B. 特定の規制および禁止されている業種	2
C. 外資企業の土地所有の可否	4
D. 資本金に関する規制	5
II. 外資に関する奨励	5
A. 支援制度	5
B. 税制上の優遇措置	7
III. 税制	9
A. 法人税	9
B. 二国間租税条約	10
C. その他税制	10
IV. 外国人就業規則・在留許可、現地人の雇用	14
A. ルクセンブルクでの雇用	14
B. 在留許可	14
C. 雇用手続き	16
V. 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度	19
A. 権利の種類	19
B. ロイヤリティーの支払い	21
VI. 外国企業の会社設立手続き・必要書類	21
A. 主な会社形態	21
B. 設立方法	22
C. 解散・清算	23
D. その他注意事項	24

I. 外資に関する規制

A. 規制業種・禁止業種：

医療業務、不動産業、銀行業、貸付仲介業、保険業など一部は、当該分野の監督機関による事前許可が必要となる。

ルクセンブルクは、欧州議会・理事会規則 2019/452（対内直接投資審査規則）に基づき、法律（2023 年 7 月 14 日付）を制定し、2023 年 9 月 1 日より対内投資スクリーニング制度を開始した。外資（EEA 域外の自然人または事業体）による、以下の対象産業への直接投資（ポートフォリオ投資除く）は、事前に経済大臣へ通知する必要がある。

対象業種：

- 二重用途品の開発、利用、および取引
- エネルギー：電力、ガス、石油、量子技術、原子力技術
- 交通：陸上、水運、航空
- 水：水処理（下水含む）、配水、廃棄物処理
- 健康：医療、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー
- 通信：電気通信、郵便サービス
- データ処理と管理：コンピューティング施設、AI（人工知能）、半導体、サイバーセキュリティ
- 航空宇宙：宇宙活動、宇宙開発利用
- 防衛：防衛、軍事
- 金融：中央銀行の活動と金融取引システム
- メディア：出版、映像活動、放送
- 農業・食品：食料安全保障
- 対象産業に関連する研究および生産活動
- 機密情報漏洩の防止活動（上記の活動と直接関連する個人データを含む）と戦略的なロケーション

なお、株式配分の変更により、外資が保有するルクセンブルク企業の議決権が 25% 以上となった場合、15 日以内に経済大臣に通知する必要がある。

経済大臣は、通知を受けてから 2 カ月以内に、審査手続きの対象となるかを決定する（フェーズ I）。審査手続き（フェーズ II）は、60 日を超えることはないものの、通知が不完全である場合や補足情報の要求がある場合には中断されることがある。投資家は、

通知後に株式取得を進めることができるが、投資の完了は審査手続きと経済大臣の許可決定に依存する。

対内直接投資の審査手続きは、以下の評価基準で行われる。

- 物理的、もしくは仮想的に関わらず、重要な活動に必要となるインフラの完全性や、安全性、連続性に与える潜在的な影響。
- 対内直接投資審査規則で定義された重要な技術や二重用途品に関連する活動の継続性。
- 原材料および食料安全保障を含む基本物資の供給。
- 個人情報を含む機密情報へのアクセスとその管理。
- メディアの自由と多様性。

審査手続き中に考慮される追加的な要素は、以下のとおりである。

- 外国投資家が第三国の政府（国家機関や武装勢力含む）によって直接または間接的に影響を受けている場合。
- 外国投資家が、他の加盟国の安全保障や公の秩序の維持に影響を与える活動に従事していたことがある場合。
- 外国投資家が違法または犯罪行為に関与する危険性がある場合。

最終的な決定は、省庁間委員会の意見を踏まえ、経済大臣が行う。決定は、投資に対する許可、条件付き許可、または禁止となり、法定期限内に書面で通知される。許可には条件が付けられる場合があり、これらの条件の履行について指定された方法で報告する義務がある。

B. 特定の規制および禁止されている業種：

金融監督委員会（CSSF）は、国内の金融機関、投資信託、年金基金、これらの機関の金融製品、専門家を監督する。他の加盟国に登録している銀行の支店は、一部例外をのぞき、本国の当局によって監督される。

1. 金融機関

金融機関は、投資サービスの提供など、金融産業に関する法律（1993年4月5日付け）で規定されている活動を行うことが認められている。ルクセンブルクの銀行は、CSSFと欧州中央銀行（ECB）、ルクセンブルク中央銀行（BCL）によって監督され、銀行に適用される法的枠組みは、CSSFが採択する規則や通達、および欧州監督当局が発行するガイドラインで補完される。銀行の規模や内部組織、活動の性質、範囲によっ

て一定の要件が適用され、銀行のガバナンスや内部統制機能などに影響を与える可能性があるため、以下の条件を満たす必要がある。

- 株主構造：企業のグループ構造や情報へのアクセス制限など、監督の支障となる要素がないか、企業構造の透明性を考慮する。
- 事業内容：取得しているライセンス範囲内の活動の他に、マネーロンダリング防止策や「本人確認手続き」（KYC）などの取り組みも含む必要がある。
- 本店所在地：本店住所はルクセンブルクに所在する必要がある。
- インフラと資本金：経営者の人材（取締役会の構成、専門知識を持つ担当者）と、適切な会計および IT 整備など意図する活動を行うための十分な初期資本金を示す必要がある。銀行に対しては、最低払込資本金は 870 万ユーロ（外貨相当）で、うち 620 万ユーロは事前の払込が必要となる。
- 外部監査：年間の財務諸表はルクセンブルクの監査法人（réviseur d'entreprise agréé）によって監査される必要がある。

金融商品の販売は、CSSF による事前許可が必要となる。当局に提出する必要のある書類は、活動内容により異なり、申請書類の受領後、通常 12 カ月以内に承認が決定される。

2. 法人年金投資信託

ルクセンブルクは、資本金変動型年金貯蓄会社 (SEPCAV - Société d'épargne-pension à capital variable) と年金貯蓄組合 (ASSEP - Association d'épargne-pension) の 2 種類の法人年金の積立金を運用する機関がある。両機関は、職業年金制度 (IORP) 法で、投資方針、債務制限、監督方法、財務報告などの要件が規定されている。SEPCAV は、会員が退職時に株主として利益を得る構造を持つ一方、ASSEP は、会員および受益者の権利が債権の形をとり、退職時に年金の支払いもしくは利益が分配される構造を持つ。CSSF は、両タイプの制度、銀行および投資信託を監督している。これらの法人年金は、域内の異なる労務制度に適応可能な柔軟な枠組みとなっている。

3. 証券化ビークル (SV)

証券を一般に公開して発行する証券化ビークル (SV) は、投資信託または法人として設立することができ、CSSF からライセンスを取得する必要がある。現金または証券の形で資産をルクセンブルクの金融機関に預ける必要がある。定期的に証券を発行しない SV は、監督の対象外となる。

4. リスク資本投資会社 (SICAR)

低流動資産（リスク資本）に限定し投資を行うリスク資本投資会社（SICAR）は、SICAR 法（the direct or indirect contribution of assets to entities in view of their launch, development or listing on a stock exchange）に準じ、有限責任事業組合（SCS）、株式有限責任事業組合（SCA）、特別有限責任事業組合（SCSp）または法人（SA：株式会社、S.à.r.l：有限会社、cooperative SA：協同組合、など）の形態をとる。

最低資本金は 100 万ユーロで、うち 5%の払込が必要となり、法人型投資ビークル（SICAV）と同様に資本を純資産と同額に設定することができ、利益を法定準備金に割り当てる必要がない。また、中間配当の支払いに関する制限や形式も免除されている。CSSF の監督下であり、取締役または経営者には、信頼性があり、経験豊富で適切な投資判断ができる人材を確保する必要がある。SICAR のオルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）は、CSSF の認可と監督が必要な場合がある。

SICAR の資産は、ルクセンブルクに設立された金融機関によって保管される必要があり、預託銀行は SICAR とは独立して運営する必要がある。

C. 外資企業の土地所有の可否：

1. 土地所有

ルクセンブルクでは、外国人に対する土地所有に関する制限はなく、直接または間接的に不動産を所有する権利を持つ。

土地登記手続きは、以下の手順に従う。

- 土地の売買は、公証人が立ち合い、公証書で取引を文書化する。
- 公証書はルクセンブルク土地税登記（AED）に登記、転記される。
- 関連する所有情報は、地籍機関（ACT）に送られ、登録される。

土地の所有権登記と転記は、AED の登記事務所および抵当権事務所、ACT によって共同で管理されている。

2. 不動産投資

不動産投資ビークルは規制対象と対象外の 2 種類ある。

規制対象外の不動産投資ビークル：

- 法人またはパートナーシップ：投資家や機関投資家、個人投資家が不動産を取得する場合に一般的に利用する。これらの会社は、有限責任事業組合

(SCS)、株式有限責任事業組合 (SCA)、特別有限責任事業組合 (SCSp)、株式会社 (SA) または有限会社 (S.à r.l.) の形態で設立することができる。

- 証券化ビークル（非公開）：不動産を含むさまざまな資産を証券化するために使用される。

規制対象の不動産投資ビークル：

- 集合投資事業（Undertakings for Collective Investment (UCIs)、Part II）法で規制され、オルタナティブ投資ファンド（AIF）として、投資家に証券を販売することができる。不動産に投資し、株式を一般公開し、リスク分散を重視した不動産投資に特化する。オルタナティブ投資ファンドマネージャー（AIFM）法の免除措置を受けていない限り、AIFM を任命する必要がある。
- SIF (Specialized Investment Funds)：運営の柔軟性と税務効率性が特徴。
- リスク資本投資会社（SICAR：Sociétés d'investissement en capital à risque）：リスク資本（不動産を含む）に投資し、リスク分散の要件を満たす必要がないため、全資産を 1 つの投資対象に投資することができる。
- RAIF (Reserved Alternative Investment Funds)：ルクセンブルクの金融監督委員会（CSSF）から取得する事前承認と監督の対象外だが、AIFM を任命する必要があり、迅速な不動産取得が可能。
- 証券化ビークル（公開）：不動産を含む幅広い資産を証券化するために使用される。

D. 資本金に関する規制：

外資のみを対象とした規制はなし。

II. 外資に関する奨励

A. 支援制度：

外資に限らず、国家援助の選定プロセスの簡易化と適用対象の拡大に関する欧州委員会規則 651/2014（包括的適用除外規則）を国内法化した法律（2018 年 8 月 9 日付）に基づき、対象企業に補助金または融資として財政支援ができる。

1. 概要

各制度で具体的な条件があるものの申請企業は以下の基準を満たしている必要がある。

- 財政支援の対象外となる産業は、漁業、養殖業、農業などの一次産業（一部例外あり）や、輸出に関連する活動、困難な状況にある企業（特定の場合除く）、および大公令（2018年10月12日付）に掲載されている特定の活動（大型ショッピングセンター、専門店、運送業、ウェルネスセンター、映画館、セキュリティ会社など）など。さらに、不法就労や、不法に滞在する第三国の国籍者を違法に雇用するなど、禁止事項に違反したとして所轄の裁判所で、過去4年間で最低2回以上の有罪判決を受けた雇用主は、判決日から3年間は、財政支援措置を受けることができない。
- 以下の設定金額を超える国家補助は、欧州委員会に通知する必要がある：設定金額は、企業ごとのプロジェクトあたりの投資支援について2,500万ユーロ、中小企業ごとへのコンサルティング支援について220万ユーロ、中小企業の年間見本市支援220万ユーロ、および設立間もない若い企業への支援（金額可変）。これらの設定金額は、支援制度や支援プロジェクトを分割することで回避することはできない。
- 支援が違法に取得された場合、その支援が弁済されるまで、新たな支援は受けられない。ただし、自然災害の被害に対処する支援制度は適用外。
- 財政支援が得られるのは、企業がプロジェクトの説明や日程、場所、費用、資金調達計画、支援の種類と金額、関連プロジェクトの詳細を含む事業詳細を事業開始前に申請をした場合。
- 同じ事業に対し異なる形式の国家補助を受けることはできない（関連する制度の補助上限を超えない場合除く）。
- 10万ユーロ以上の国家補助は、受益者の名前、ID、会社の種類、地域、産業、補助金額と手段、授与日、目的、授与機関を含む情報が欧州委員会のページで公表される。
- 申請企業は、他の企業とパートナーシップを組んでいるか、もしくはグループ企業として提携していることを示す必要がある。
- 困難な状況にあると見なされた企業は対象外となる。

2. 制度の種類

制度には主に以下の4つのカテゴリーがあり、それぞれに特定の条件がある。

中小企業向け支援制度：既存設備の近代化、環境負荷の軽減、デジタル化の強化、サービス業の改善を目指す投資を支援する。対象企業には、高い成長が見込まれる若い企業や特定の自然災害の影響を受けた企業も含まれる。

研究開発・イノベーション向け支援制度：産業および基礎研究の強化、ビジネス慣行の改善による組織的なイノベーションの促進、革新的な若い企業の支援を目的とする。対象企業には、科学的、技術的、ビジネスの知識とスキルの獲得や統合、構造化、応用を含む活動の実現可能性調査を実施する企業や、実験的な開発に取り組む企業も含まれる。

環境向け支援制度：新しい環境規制やエネルギー効率目標を達成するためのプロジェクトが対象で、再生可能エネルギーの利用促進や廃棄物のリサイクルと再利用を目指す企業や、環境保護関連の研究など。

地域支援制度：ルクセンブルクの特定の自治体（例：デュドラングジュやディフェルダンジュ）に投資を計画している企業が対象。

B. 税制上の優遇措置：

1. 投資税額控除

ルクセンブルク所得税法（LITL、第 152bis 条）に基づき、所得税を課されるすべての事業者（個人または法人）は、必要書類を記入し、納税申告と一緒に提出することで、資本支出に対する投資税額控除を受けることができる。税額控除は 10 年間繰り越すことができる。ただし、州所得税（個人所得税および法人所得税）の納税義務に対してのみ使用することができる。地方自治体の事業税および純資産税に対する支払いとは相殺することはできない。全体的な投資に対する税額控除率は 12%で、会計年度中の投資額に関係なく適用される。

対象となる投資および運営費用の範囲は以下のとおりである。

- 3 年以上の減価償却期間を持つ減価償却資産への投資
- 関連会社から取得されたもの以外のソフトウェアや特許への投資

対象の納税者がデジタルトランスフォーメーション（DX）や環境負荷の軽減につながるエネルギー転換に関するプロジェクト中に発生した投資および運営費用には、増加率 18%が適用される。ただし、この増加率は、経済大臣に事前に申請する必要がある。

控除は、上記に加え、以下のような運営費用にも適用される。

- 非関連企業から付与された特許やソフトウェアの使用に係る費用
- 定期的な税務や法務のアドバイス、広告などの通常の業務運営費用とは関係のない外部プロバイダによる助言や診断、技術的支援サービスにかかる支出
- DX や企業の環境エネルギー転換に直接割り当てられた人件費や直接関与するスタッフの研修費用

2. 知的財産税制度

ルクセンブルク所得税法（LITL、第 50ter 条）に基づき、ソフトウェアの著作権、特許、その他の適格資産に由来する純所得（ロイヤリティーおよび製品に組み込まれた知財（Embedded IP））およびキャピタルゲインには、知的財産権を持つ企業による研究開発の割合を反映させるネクサス比率の適用後に 80%の一部免除が適用される（ただし、2007 年 12 月 31 日以降に取得または設立されたものに限る）。

この制度の恩恵を受けることができるのは、ルクセンブルクに完全課税される居住者または非居住者の個人事業主、ルクセンブルクに居住する法人、または非居住者企業の現地常設施設となる。

3. 資本支出（設備投資 CAPEX）の減価償却

ルクセンブルク所得税法（LITL）には 3 種類の減価償却方法がある。

- CAPEX 加速償却（LITL 第 32ter 条）：償却率は、定額法に適用される率の 4 倍を超えることはできず、また科学技術研究にのみ使用される資産の 40% を超えることはできない。
- CAPEX 特別償却（LITL 第 32bis 条）：適格資産の取得費用または生産費用の 80%を超えることはできない。
- CAPEX 繰延償却：資産が破壊、売却、または通常の有用寿命を終えた年に、完全に差し引かれる。差し引かれる最大額は次のように計算される。
(取得価格 - 残余価値) / 資産の寿命の年数
・ 既に差し引かれた償却 + まだ差し引かれていない償却

III. 税制

A. 法人税：

- 実質法人税率は、24.94%（2025 年は 23.87%）。法人税率（17%）に、地方営業税（6.75%：ルクセンブルク市内の場合）と雇用基金への拠出金（1.19%）が含まれる。
- 法人税率は、課税所得が 20 万ユーロを超える場合は 17%（2025 年は 16%）、17 万 5,000 ユーロ未満の場合は、15%（2025 年は 14%）が課税される。17 万 5,000 ユーロから 20 万ユーロまでは、法人所得税は定額 2 万 6,250 ユーロ（17 万 5,000 x 15%）に、17 万 5,000 ユーロを超える所得の 31%（2025 年は 30%）が加算される。
- 雇用基金への拠出金は、法人税率の 7%。
- 地方営業税は、所在地によって異なる（6.75～10.5%）。
- 税務上の居住法人は、全世界所得に課税され、非居住法人は、源泉所得のみが課税される。課税所得の計算は、貸借対照表が基となり、以下の調整項目も考慮される。
 - 居住地がある会社または支店の受け取る配当は、以下のいずれかの場合を除き課税所得に含まれる。
 - （1）資本参加免除制度が適用される場合は全額免除（LITL 第 166 条）。
 - （2）条件を満たす場合は、配当所得の 50%を免税とする部分免除（LITL 第 115 条第 15a 項）。
 - キャピタルゲインは課税所得に含まれる。ただし、株式の売却によるキャピタルゲインで、資本参加免除制度が適用される場合は、法人所得税の免除対象となる場合がある。
 - 2016 年 12 月 31 日までに発生した税務上の欠損金は、無期限に繰越できる。2017 年以降に発生した欠損金は、17 年間繰り越しが可能で、より古い欠損金から控除される。一方、ルクセンブルクでは欠損金の繰戻しは認められていない（LITL 第 114 条）。
- 2022 年 12 月に EU で採択された理事会指令 2022/2523 に基づき、国内法を整備し、年間の連結売上高が 7 億 5000 万ユーロ以上の多国籍企業とルクセンブルクの大企業に対して、世界共通の最低法人税率 15%を導入。
所得合算ルール（IIR）は 2023 年 12 月 31 日以降の事業年度から、軽減税支払いルール（UTPR）は 2024 年 12 月 31 日以降の事業年度から適用される。また、ルクセンブルクは、2023 年 12 月 31 日以降の事業年度から適格国内ミニマム税額（QDMTT）を採用した。

B. 二国間租税条約：

1. 概要

ルクセンブルクは、米国や英国、シンガポール、オランダ、日本などの主要国を含む約 95 の租税条約を締結している。さらに、税源浸食及び利益移転（BEPS）を防止するための税条約関連措置を実施するための多国間条約（BEPS MLI）が、2019 年 8 月 1 日に発効した。

2. ルクセンブルクと日本の租税条約

ルクセンブルクと日本との間の租税条約は 1992 年 12 月 27 日に発効した。日本の親会社が 25%以上の議決権を所有している場合、配当に対する源泉税率は 5%、それ以外の場合は 15%（第 10 条）となる。日本へ支払う利子の最高税率は 10%（DTT 第 11 条および第 12 条）。

ただし、日本の親会社に支払う配当やキャピタルゲインは、以下のルクセンブルクの資本参加免除制度の要件を満たせば、免除される場合がある。

- （i）両法人が適格な会社で、所得を受け取る会社が、少なくとも 12 カ月間連続して、直接または間接的に議決権を保有する、もしくは保有することを確約している、
- （ii）期間中に、資本参加が 10%未満、または取得価額 120 万ユーロ（キャピタルゲインは 600 万ユーロ）を下回らないこと、
- （iii）親会社がルクセンブルクの特別税制や税制優遇措置を受けておらず、ルクセンブルクの法人税と同等の納税義務を担っている場合（LITL 第 166 条）。

C. その他税制：

1. 源泉税

原則として非居住会社または個人に支払われる配当は、一般的には 15%（受取総額）または 17.65%（受取り純額）の源泉所得税の対象となる（LITL 第 148 条）。適用される条約または資本参加免除制度の下で 0%にまで減額される場合もある。

EU 親子会社指令に基づく要件を満たす場合、源泉税は課せられない。ルクセンブルクは同制度の適用を拡大し、非 EU の租税条約の非締結国に居住する親会社にも、ルクセンブルクの法人税に類似する税金を負担するなどの一定条件を満たした場合、同制度の適用対象としている（LITL 第 147 条）。

ルクセンブルクは、ロイヤリティーや利息の支払いに源泉税は課さない。ただし、利益分配債券や利益配当付き社債の利益を受ける場合は、配当税率 15%が課税される（LITL 第 146 条第 3 項）。

2. 純資産税（または純財産税）

法人税の対象となる企業は、総資産と年間の決算額（535～3 万 2,100 ユーロ）に応じて純資産税（Net Wealth Tax, NWT）を払う必要がある。総純資産額に対して 0.5%（ただし 5 億ユーロ以下）および 0.05%（5 億ユーロ以上）の純資産税が課されるが、免除や軽減の対象となる場合もある。純資産税は、前年に発生した法人税によって減額される（NWT 法第 8 条）。

3. 不動産税

ルクセンブルクの市町村は、工場を含む不動産の単位価値に対して 0.7～1.0%の土地税を課す。各市町村が定める係数が乗算される。また、譲渡税の 50%に相当する追加料金が課される。免除制度がある。

4. 譲渡税

不動産の譲渡に適用される。基本税率（登録税）は不動産価値の 6.0%と、1.0%の譲渡税が課される。ルクセンブルク市内の特定の不動産については、追加で 3%の市町村税が課される。ルクセンブルク市内の非居住用不動産には、譲渡税の 50%に相当する追加料金が課される。免除制度がある。

5. その他税金

贈与税、加入税、登録税（賃貸契約や貸付契約など）、関税、CO2 税など、他の税金も適用される。

6. 移転価格

関係会社間の取引は、公正な条件で行われる必要がある。税務当局は、関係会社との取引を調査するために文書を要求することがある。納税者は、比較可能性分析が基となる移転価格文書で取引を正当化し、有効な事業合理性を示す必要がある（LITL 第 56 条）。企業は、税務当局に事前確認制度を申請することができる。

7. 利息控除

課税対象の利子収入およびその他の経済的に同等の課税所得に関連し発生した支払い利子、費用、経済的に利子と同等のその他の費用は、その組織の償却前営業利益

(EBITDA) (利息、税金、減価償却、および償却前利益) の最大 30%、または 300 万ユーロまで控除される。以下の場合には、30%の制限は適用されない。

- (i) グループ全体におけるルクセンブルク企業の総資産比率が一定基準よりも高い場合に、納税者によって支払われる超過借入コスト
- (ii) 独立した法人および「金融事業」によって支払われる超過借入コスト
- (iii) 2016 年 6 月 17 日以前に締結されたローン、または
- (iv) EU の長期公共インフラプロジェクトの資金調達のために使用されるローン

現在の課税年度で差し引かれない超過借入コストは、無制限で繰越することができる。未使用の利子は、最大 5 年間繰越することができる。税務上の統合企業は、統合グループ内で超過借入費用と EBITDA を算出し、利子制限規則の個別適用を選択することができる。EU の非協力的な国・地域リストに含まれる国・地域に設立された関連会社への利子支払いは、控除されない (LITL 第 168bis 条)。

8. 外国子会社合算税制 (CFC 税制)

税率の低い外国子会社 (CFC) または恒久的設備からの未分配利益に対して課税することができる。この制度は、税務年度において CFC の会計利益が 75 万ユーロ以下、または会計利益が事業費の 10% 以下の組織 (または恒久的施設) には適用されない。CFC が支払った税金に対する税額控除が利用でき、CFC ルールの下で課税された CFC の収入は再び課税されない。なお、市町村事業税は、課税対象外 (LITL 第 164ter 条)。

9. ハイブリッド・ミスマッチ

EU 加盟国間や第三国の管轄地域の法令の差異に基づく二重非課税などの効果 (ハイブリッド・ミスマッチ) に適用される (LITL 第 168ter 条、LITL 第 168quater 条)。

10. 出国課税

ルクセンブルクの納税者が移転および資産譲渡する場合、譲渡時の資産の公正市場価値から税目的の価値を差し引いた差額への課税を規定。移転先が EU 加盟国、またはルクセンブルクが租税債務の回復のための相互扶助協定を締結している EEA 加盟国に行われる場合、5 年間の分割払い (利子なし) で支払うことができる。 (LITL 第 38 条)。転出税は個人には適用されない。

11. 一般的租税回避否認規定 (GAAR)

税務当局は、税制優遇措置を主な目的、または目的の一つとして取引、適用される税法の目的等に違反する取引、実体のない取引と判断される場合に、当該取引を無視し、実態のあるルートに基づいて算出する (税制適応法の §6)。

12. 連結納税制

法人税および地方営業税に適用されるが、純資産税には適用されない。最低純資産税は 3 万 2,100 ユーロ。連結納税の対象となる企業との資本関係が、直接または間接的に 95%以上あることが条件となる（LITL 第 164bis 条）。

13. 個人所得税

ルクセンブルクの居住者は全世界所得に対して課税されるが、非居住者はルクセンブルクの源泉所得にのみ課税される。

雇用所得、自営業、事業、農業など、いくつかの所得カテゴリーに分かれており、累進課税が適用される。

税率は課税所得が 12 万 439 ユーロから 14 万 508 ユーロの間の場合は 8%から始まり、所得税が 22 万 788 ユーロを超える場合は 42%に達する（LITL、第 118 条）。一定の制限があるものの、所得カテゴリーの損失は、通常は同じ年度の別の所得カテゴリーの所得と相殺することがでる。

また、個人所得税は以下の要素により変化する：(i)年収が 15 万ユーロ（共同申告を行うカップルの場合は 30 万ユーロ）を超えない場合は雇用基金へ 7%の拠出金、超える場合は 9%の連帯税が課される、(ii)1.4%の扶養拠出、配当としての投資所得は 15%の源泉税の対象となる。

14. 付加価値税（VAT）

付加価値税法（第 39 条）によれば標準税率は 17%。

- 中間税率 14%：証券の管理や保管、特定のワイン、印刷物など
- 軽減税率 8%：肉・魚などの食品、ガス、電気など
- 超軽減税率 3%：パン・ミルクなどの基本的な食料品、水、医薬品、医療および獣医治療、定期刊行物（電子および印刷物）、ラジオおよびテレビ放送サービス、作家や作曲家、演奏者へのサービスおよび著作権ロイヤルティー、太陽光パネルの供給と設置（民間住宅、住宅、公共建物、および公共の利益のための活動に使用される他の建物）。

なお、金融、保険、資金管理、健康、医療サービス、不動産売買、賃貸、リースなどの一部の商品やサービスには課税が免除される。

IV. 外国人の就労規則および在留許可、現地人の雇用

A. ルクセンブルクでの雇用：

雇用者は、現地の労働者を雇う法的な義務はない。ルクセンブルクの労働力は、外国人居住者と越境労働者が総労働力の約 75%を占めている。さらに、労働者の 10 人に 1 人は、銀行や保険業で働いている。

2023 年に国立公共雇用サービスで報告された上位の職種は以下のとおりである。

1. IT（システム開発、エンジニアなど）
2. 会計士
3. 秘書
4. 会計および監査・管理
5. 調理補助
6. 銀行の信用分析およびリスク分析
7. ケータリングサービス
8. 法務および法的アドバイス
9. 情報システムのコンサルティングおよびプロジェクト管理
10. 財務分析およびエンジニアリング

B. 在留許可：

1. 社会保障登録

従業員を雇用する雇用者（自然人、法人など）は、共同保障センター（CCSS）に営業通知を提出し、CCSS から「登録番号」を取得し、事業活動に対する税金クラスの決定を受ける。設立許可手続きの対象となる会社や自然人は、従業員を雇用する前に経済省に事業許可を申請する必要がある。この営業申請は、最初の従業員が入国してから 8 日以内に、フォームまたは合同社会保障センター（MyGuichet.lu）を通じて提出する。

個人と法人では申請に必要な詳細は異なるが、登録番号、社名、住所、電話番号、会社の活動概要などの情報が含まれる。外国の事業者は、本国の法人登記の公式なコピーを提出する必要がある。登録後、雇用主は損害保険協会（AAA）、雇用主共同保険機構、および合同社会保健に所属する必要がある。登録後、CCSS から雇用主に雇用主識別番号を含む確認書が送付され、この番号は、会社の法的形態に変更がない限り有効となる。名前、住所、登記簿所在地の変更は、できるだけ早く CCSS に通知する必要がある。

2. 90 日未満の雇用（非 EEA 市民向け）

EU 加盟国以外の国籍を持つ人（第三国籍の人）は、90 日未満の滞在（滞在は観光、家族訪問、または出張目的）やルクセンブルクを通過するために、特定の要件を満たす必要があることがある。到着前には有効なパスポートを持っている必要があり、必要な場合はビザを取得する必要がある。到着後は、一時的な居住地の自治体に申告し、ホテルなどの施設に滞在する場合は宿泊フォームに記入する。雇用されている場合は、労働許可を申請し、短期滞在手続きに従う。ビザ免除の対象者は、入国時に有効なパスポートや、健康保険の証明書、旅行の証明書、十分な資金を示す支援文書を提供する必要がある。

ビザの取得が必要な第三国籍の人は、出発国からルクセンブルクの外交機関または領事館にビザ申請を行う。ビザの有効期間は最大 3 カ月で、ルクセンブルクに到着後 3 日以内に、自治体の行政機関にパスポートを提示する、もしくは滞在先で宿泊フォームを記入する必要がある。シェンゲン協定域内での最大滞在期間は、入国日から 6 カ月間で 3 カ月となっている。

3. 90 日以上雇用（非 EEA 市民向け）

ルクセンブルクで 3 ヶ月以上働く予定の第三国籍の人は、以下の 2 つの手続きが必要となる。

ステップ 1：ルクセンブルクに入国する前に、以下の手続きを行う：

- ・ 内務省移民局に暫定滞在許可証の申請を提出する。
- ・ ビザの要件がある場合は、D 型ビザを申請する。

ステップ 2：ルクセンブルクに入国 3 日以内に、以下の手続きを行う必要がある。

- ・ 居住地の自治体に到着届を申告する。
- ・ 健康診断を受ける。
- ・ 居住許可申請を提出する。

雇用者は、国家雇用庁で 3 週間以内に適切な候補者を見つけられなかった場合、第三国籍の人を雇うことができる。これらの応募者は、滞在許可と居住許可が必要となり、必要な手続きを第三者に依頼することもできる。有効な労働許可証を保持している場合は、職種や職業の変更をする場合でも、変更が許可証の範囲内に限り、新しい許可は必要ない。

暫定滞在許可証の申請は、ルクセンブルクに入国する前に提出し、承認を受ける必要がある。申請には、パスポートや無犯罪証明書、履歴書、専門的な資格、雇用契約書および必要に応じて委任状などの書類が必要となる。

暫定滞在許可証を受け取った後、必要に応じてシェンゲン協定域内のビザを申請し、居住する自治体の行政機関に届け出て、居住許可申請を提出する必要がある。居住許可は、自治体への到着申告日から有効となる。初めての居住許可は 1 年間のみ有効であり、1 業種に限り、どの雇用主の下でも 1 つの職業でのみ有効となる。更新は適正な理由があれば許可され、許可の変更は移民・亡命大臣の承認が必要となる。

C. 雇用手続き：

労働法は口頭契約の有効性を認めているが、労働条件を詳細に記載した書面での契約を締結することが推奨される（口頭で締結された雇用契約は自動的に無期雇用契約と見なされる）。すべての雇用契約には、当事者の身元、開始日、勤務場所、仕事概要、割り当てられた役割と業務、勤務時間、給与、年次休暇、予告期間、試用期間（適用される場合）、団体協約などの必須情報を含める必要がある。

雇用者のニーズに応じて、さまざまなタイプの契約を締結することができる。

1. 主な雇用契約

無期雇用契約（CDI）：無期限の雇用形態。契約には、労働者の役割と資格に応じて 2 週間～12 カ月の試用期間を含める必要があり、試用期間中は、いずれの当事者も補償なしで契約を解除することができる。試用期間後の辞職または解雇には、5 年未満の雇用では 1 カ月、5～10 年の雇用では 2 カ月、10 年以上の雇用では 3 カ月の予告期間が必要となる。被雇用者は予告期間を通知して辞職するか、雇用者の重大な不正行為の場合は即時に辞職することができる。雇用者は、従業員が 5 年以上雇用されている場合は、退職金を支給した上で、正当な理由（例：行動問題など）や業務上の理由（例：リストラ）で、予告期間を経て契約を解除することができる。複数の従業員が短期間に解雇される場合は、集団解雇に関する特別な規則が適用される。雇用者は、被雇用者の重大な違反行為があった場合は、予告期間なしで解雇することができる。

有期契約（CDD）：特定の期間限定の業務に使用され、更新を含めて最大 24 カ月まで継続できる。一般的には、終了日が明記され、試用期間のルールは CDI と類似している。通常、更新は 2 回までだが、学生契約のような例外は、最大 5 回まで更新が可能。有期契約終了後、同様の有期契約で再び雇用するには、前回の契約期間の 3 分の 1 の期

間を開ける必要がある。解雇は一般的に、重大な違反行為や双方の書面による合意があった場合のみに限られる。

2. 専門的な契約

パートタイム契約 (CDI、CDD) : 週の労働時間とその配分を明示する必要があり、週ごとに異なる労働時間の設定が可能だが、4週間で平均化する必要がある。労働時間が契約よりも超過する場合、最大 20%までは、指定がない限り、残業とは見なされない。パートタイム労働者は、フルタイム労働者と同じ権利を持ち、年次有給休暇も勤務日数に応じて与えられる。

臨時 (派遣) 労働 : 短期的な業務に対して人材派遣会社契約を結び、派遣会社が給与や保険を取り扱い、派遣先の会社で業務を行う。派遣契約が終了した後も継続して働く場合、従業員は派遣先の会社と正規の契約を結ぶ権利がある。

季節契約 : 農業や観光業などの季節労働に対する契約。契約期間は、最長で 10 カ月で、次のシーズンの更新条項が含まれる。2 シーズン以上の契約が継続する場合、労働者は正規契約を受ける権利がある。

見習い契約 : 青少年と成人の見習い契約で、学校での学習と実地作業に関する詳細が記載されている必要がある。

3. 賃金制度

最低賃金は毎年 1 月 1 日に変更され、2024 年の最低賃金は月額 2,570.9 ユーロ。被雇用者の報酬は、雇用契約締結時に双方の合意によって決定されるが、資格に基づいて適用される最低賃金に準拠する必要がある。賃金は以下の 2 つの方法で調整されることがある :

- 最低賃金の引き上げ
- インフレ率に応じた引き上げ

給与交渉は、社会的最低賃金の要件や被雇用者の資格 (熟練労働者など) を念頭に置きながら、自由に交渉される。給与額は、熟練労働者は 20% 増、未経験労働者は 20~25% 減が適用される傾向がある。社会的最低賃金の詳細は公式情報ページで入手可能で、年金を含む社会保障の調整は、平均賃金水準に基づいて行われる。平均賃金水準が上昇すると、社会的最低賃金も適宜調整される。これらの調整は法的文書で公表され、雇用者は被雇用者の給与を更新する必要がある。給与と社会保障負担もインフレ率に基

づいて調整される。前期比で消費者物価指数が 2.5%変動すると、これに対し給与が調整される。国立統計経済研究所（STATEC）はこれらのデータを毎月公表し、雇用者は必要に応じて給与を 2.5%増額する義務がある。

4. 労働時間

標準的な労働時間は 1 日 8 時間または週 40 時間となっている。雇用者は、特定の活動のために、1 日 10 時間または週 48 時間を超え得ない範囲の労働時間を最長 4 カ月まで決めることができる。原則として、日曜日の労働は認められず、労働監督当局（ITM）への届け出が必要となる。日曜日や祝日の労働は、代休や特別報酬の対象となる。標準的な年次休暇は、有給休暇（25 日）と祝日（11 日）が含まれる。さらに、新型コロナ以降、在宅勤務が普及し、現在は雇用者の裁量に委ねられているが、求職者は、雇用者と交渉することができる。

年次休暇に加えて以下の特別な休暇制度がある。

- 出産休暇：出産前 8 週間と出産後の 12 週間。妊娠中の従業員は、出産前 6 ヶ月に出産保険に登録し、出産休暇のために医療証明書を国民健康基金（CNS）に提出する必要がある。
- 男性の出産休暇：10 日間の権利がある。雇用者に配偶者の出産予定日を書面で 2 カ月前に通知する必要がある。
- 育児休暇：両親は育児休暇を合計 2 回取得できる。最初の休暇は出産休暇の直後、2 回目は子供が 6 歳になる前に開始され、期間は通常 4～6 ヶ月の期間であり、契約形態によって異なる。
- 忌引休暇：未成年の子供は死亡した場合は 5 日間、1 親等の親族や配偶者、パートナーが死亡した場合は 3 日間、2 親等の親族に対しては 1 日の休暇を取得することができる。
- 養子縁組休暇：12 歳未満の子供と養子縁組を行う場合、休暇取得前 12 カ月のうち少なくとも 6 カ月以上健康保険に加入している場合、12 週間の休暇が取得できる。
- 結婚休暇：自身の結婚に対して 3 日間、子供の結婚に対して 1 日間の休暇が取得できる。

5. 年金基金

2 種類の年金基金が定められている。

国の年金基金は、雇用関連の給付を受けるすべての居住者を対象としている。年金保険料は、月給の 24%を占め、雇用者負担が 8%、被雇用者負担が 8%、国の負担が 8%。介護保険と公的医療保険への加入も必須で要素として含まれている。

これらを補完する個人年金は、要件と選択した制度に応じて保険料が決まる。個人年金への加入は任意であるものの、従業員 100 人以上の企業では、このような制度の設立は一般的となっている。

6. 労働組合とストライキ

労働組合は、組合員の職業上の利益と集団的な代表権を擁護し、生活と労働条件と向上させる責任を負っている。ストライキの権利は、憲法で保護されているが、一定の条件の下でのみ許容される。労働協約が締結されている場合、平和的な手段及び状態で行う平和義務条項があり、ストライキやロックアウトの実施は国立調停局（ONC）に届け出る必要がある。

7. 非居住者への課税

ルクセンブルクでは、多くの労働者がフランス、ベルギー、ドイツなどの隣国に居住しており、ルクセンブルク国外での労働日数が 34 日を超えない限り（二国間協定に基づく）、ルクセンブルクで課税対象となる。ルクセンブルクの社会保障制度の対象となるには、労働者は居住国での労働時間が全体の 25%未満である必要がある。ただし、最近の合意により労働時間の 50%まで認められる場合もある。

V. 技術・工業および知的財産権供与に関わる規制

A. 権利の種類：

1. 商標登録

商標登録の期間は無制限に更新可能であり、これに対し特許の独占権は最大 20 年まで。ルクセンブルク独自の商標保護制度は存在せず、商標登録の出願は、ベネルクス諸国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）で登録される。登録された商標権の保有者は、一定の条件に基づき、未承認の使用や偽造品の使用を防止するのに役立つ法的権利が付与される。ベネルクスでの商標登録の前に、ベネルクスと欧州、国際レベルで商標の使用可能性に関する調査を実施することが推奨されている。商標登録に係る費用は、ベネルクス（3 クラス分）は 240 ユーロ、EU 商標登録は 900～1,050 ユーロとなっている。国際商標は、優先順位を確立するため最も重要となり、スイスフランで料金が計算され、支払い期限は出願日から 1 カ月以内となる。

2. 特許

技術的発明で、新規性があり、発明進歩を含み、産業的に応用可能な場合、特許を取得することができる。特許は、発明の完全な開示と引き換えに、発明者に対して保護を求める国で最大 20 年間、独占的な権利を提供する。特許出願には、発明の詳細を書面で説明し（必要に応じて図面を添付）、特許請求の対象を記載し手数料を支払う必要がある。手数料は、出願時に 40 ユーロ、調査料が 450 ユーロとなる。経済省の知的財産局は、欧州特許庁（EPO）の「オンライン出願」（eOLF）を使用して特許出願のためのオンラインサービスを提供している。申請者は、データの安全性を確保するために、EPO が発行するスマートカードを使用する必要がある。ルクセンブルクの特許出願後に、EPO のスマートカードが有効となる必要があり、最終的な登録は、知的財産局にスマートカードの有効化を通知した後になる。

3. 図面・意匠の登録

図面やデザインとは、製品の視覚的で美的な側面を指す図面や意匠で、登録により製品のイメージを保護し付加価値を与える。登録により、そのデザインを取り入れた製品の製造、使用、保有に対する独占的な権利が付与され、侵害に対する法的措置を取る権利が与えられる。登録を申請する図面や意匠（2 次元または 3 次元）は、新規性があり、単なる装飾品で有用な目的を持たないものや、単なるアイデアは、保護の対象とはならない。

登録前に、申請者は図面や意匠の新規性と特徴をベネルクス、欧州、または国際レベルで確認する必要がある。図面や意匠の権利は、その創造者、出願人、またはその受益者に帰属する。ベネルクスでの登録は、1 件につき 108 ユーロ、代理人 1 人につき 10 ユーロがかかる。欧州連合の申請は、1 件につき 350 ユーロかかり、未登録のデザインは、公表されてから 3 年間保護される。

4. 著作権および関連する権利

文学的、科学的、芸術的な性質を持つ独自の作品（コンピュータープログラムやデータベースを含む）の創作者は、形式的な登録申請をせずに、創作された瞬間から自動的に著作権の保護を受け、生前及び死後 70 年間保護される。登録申請は必要ないものの、ベネルクス知的所有権庁に 35 ユーロの手数料を支払い i-depot に提出する。銀行や公証人などの代理人に作品のコピーを預ける、郵便の日付印を証拠として自分宛に作品を郵送するなど、創作日付の証拠が必要になる場合がある。

報道記事や書籍の無断複製（印刷もしくはデジタル）は、違法行為となり、家族内などの個人的な使用以外で作品を使用する場合は、ルクセンブルク複製権機構（luxorr）からの複製許可を取得することが推奨される。著作権管理契約により、作品の複製が許可され、権利が譲渡され、支払いが必要となる。契約の種類や料金、許可は、複製の具

体的な内容に基づき決定される。国際協定により、海外の著作者や出版者であっても、国内の機関に1回だけ申請することができる。

B. ロイヤリティーの支払い：

ルクセンブルク所得税法（LITL 第 98 条）は、通常の賃貸収入だけでなく、鉱物権、特許権、芸術的著作権、商標権、産業・商業・科学的ノウハウの使用料の収入も対象としている。ルクセンブルクは、非居住者のロイヤリティー収入に課税しない数少ない国の一つであり、知的財産（IP）会社を設立することができる。

VI. 外国企業の会社の設立、撤退、解散および清算に必要な書類と手続き

A. 主な会社形態の種類：

ルクセンブルク会社法（第 100-2 条）は、法的性格を持つ事業体を以下の様に定めている（一部抜粋）。

- Société anonyme (SA): 株式会社
- Société à responsabilité limitée (S.à r.l.): 有限会社
- Société en commandite par actions (SCA): 株式有限責任事業組合
- Société en commandite simple (SCS): 有限責任事業組合
- Société en nom collectif (SNC): パートナースhip
- Société coopérative (Coop): 協同組合
- Société coopérative européenne (SEC): 欧州協同組合
- Société européenne (SE): 欧州会社

一部の事業は、法人格を持たない特別有限責任事業組合（Société en commandite spéciale : SCSp）を通じて行われることもある。

有限会社と株式有限責任事業組合は、証券取引所での取引が可能であり、かつ「チェック・ザ・ボックス（海外拠点の税務上の取り扱いを選択できる米国の財務規則）」の様な柔軟性を提供している。

ルクセンブルクで事業を展開するために支店や代表事務所を設立することができる。独立性を保ちながら法的には分離されていない、恒久的かつ安定した商業施設や営業所として定義される。支店の設立は、商業登記所に登録され、官報に掲載される必要がある。支店は独自の資本金や独立した法人格を持たず本社の一部として扱われるため、破産や清算手続きはなく、本社が責任を負う。

支店は、法廷代理人によって代表され、財務は本社と直接統合され、法的および税務上の義務は本社に付随する。支店が事業活動を行う場合は、以下の要件に従う必要がある：

- 親会社がルクセンブルクにある場合：支店、代表事務所の開設は経済省へ通知する。
- 親会社が他の EU 加盟国もしくは非 EU 国にある場合：ルクセンブルクで支店、代表事務所を開設するには営業許可が必要となる。

B. 設立方法：

株式会社や有限会社は、公証人の前で設立する必要がある。一方、有限責任事業組合や、特別有限責任事業組合、パートナーシップ、協同組合などは、私署証明で設立することができる。設立文書はルクセンブルク語、フランス語、またはドイツ語で記載する必要がある（英語の翻訳も含めることも可能）。

会社の法的形態によって、設立時または会社の設立後の一定期間内に、株式資本を全額支払う必要がある場合がある。ルクセンブルク会社法（第 400-1 条、第 710-5 条）に基づき、株式会社は最低資本金 3 万ユーロ、有限会社は 1 万 2,000 ユーロを設立時に支払う必要がある。両形態とも、株式は額面金額の有無にかかわらず発行することができるが、通貨を統一する必要がある（財務諸表および税務上の影響を受ける）。

株式資本への出資は現金または現物で行うことができ、ほとんどの場合、株主は自らの出資額までの範囲で責任を負う。

現金拠出の出資の場合、総会設立会議の前に会社名義のルクセンブルクのブロックされた銀行口座に株式資本額が預けられる必要がある。銀行は株式資本額をブロックし、指示されたルクセンブルクの公証人宛にブロックした口座の証明書を発行する。会社設立後、公証人は解除証明書を発行し、銀行でブロックされた金額を解除することができる。ただし、ルクセンブルクでの事業設立時に、銀行口座を開設することが大きな課題となる場合がある。

ルクセンブルクの銀行は、商業戦略や手続きが異なっており、銀行によっては制約を設け、厳密に審査する傾向があるため、口座開設に遅延が生じることがある。銀行は、

金融活動作業部会（FATF）のガイドラインに基づき、有益な所有者に関する文書を取得する必要がある。

現物出資の場合、拠出金額の明細または独立した有資格の監査人からの報告書（株式会社および株式有限責任事業組合）を公証人に送付する必要がある。

全ての書類への署名、捺印が完了後に、公証人は設立証明書を作成し、書類をルクセンブルクの商業登記所（RCS）に提出する。承認されると、ルクセンブルクの官報（RESA）に掲載され、一般公開される。代理人による株式会社、有限会社の設立は迅速に行われる場合がある（通常は1週間以内に設立が完了する）。

株式会社や有限会社の資本金を変更する場合、会社の定款を変更する必要があり、公証人の前で変更される必要がある。株式資本の変更は、会社設立手続きと同様の手続きが適用される。株式の発行を行わず、準備金口座を使用し公証人による手続きを必要としない代替方法（標準勘定科目の115番口座を使用）も普及している。ルクセンブルクで活動する全ての法人が商業活動を独立で定期的に行う場合、VAT（付加価値税）の納税義務がある。

一方で特定の条件の下で、以下の項目はVATの対象外となることがある：

- 課税対象者かどうかにかかわらず、商業活動の一環として、国内で物品又はサービスを提供する。
- 非EU加盟国から商品を輸入する。

顧客にVATを請求する場合、課税対象者は、VAT当局（AED）に登録し、VAT番号を取得する必要がある。

C. 解散・清算：

清算手続きは、以下の3段階で行われる。

第1段階：ルクセンブルクの公証人の下で臨時株主総会が開催され、会社の解散、清算の開始、および清算人の任命が宣言される。この会議の議事録は商業登記所に提出し、官報に掲載される必要がある。

第2段階：任命された清算人は、清算手続き開始日時点での会社の資産と負債を確定するために、清算貸借対照表を作成する。清算人が資産の換価と負債解決プロセスを完了した後、清算報告書と清算決算書を作成する。清算報告書と清算決算書は、2回目の株主総会（非公式）で株主に提示される。この会議では、清算人の報告書

を審査するために監査人が任命されるが、唯一の株主が自らを清算人に就いた場合、監査人の任命は必要ない。

第 3 段階：清算人の報告書が監査された後、監査人は最終的な株主総会（非公式）で株主に対して監査報告書を提出する。この会議では、清算決裁書が承認され、会社の清算が正式に終了する。また、会社の帳簿と記録が 5 年間保管される場所もこの会議で決定され、議事録は商業登記所に提出され、官報に掲載される必要がある。

会社の清算が公式に終了した後も、債権者が起訴手続きを開始する場合に備えて、法的に会社は 5 年間保持される。ただし、会社の新たな手続きを開始することはできない。標準的な清算では、法的手続きは清算人に対して開始され、株主は債権者からの法的手続きに対して保護されていることが多い。ただし、簡略清算では、清算人を務め、清算される会社の未決済債務を負う特定の株主に対して措置が取られる。

解散手続きは、株主が一人のみの会社に対する清算手続きの代替手段であり、公証人の前で臨時株主総会を開催して行われる。

単独株主による会社の解散の決定により、すべての資産と負債が自動的かつ法的に唯一の株主に移転され、この株主は、解散された会社の法的な後継者と見なされる（合併と同様）。

手続きを進めるためには、会社が社会保障の費用と税金を払っていることを確認するための以下の証明書（3 カ月以内のもの）を担当する公証人に提出する必要がある。

- 社会保障センターからの証明書
- 直接税当局からの証明書
- 間接税当局からの証明書

証明書の発行には、会社が申告義務を遵守し、すべての資産と負債が換価、清算されていることが必要となる。清算手続きを確認するためには、清算日の中間貸借対照表が必要となる。なお、清算終了時期は前後する可能性がある。

D. その他の注意事項：

株式会社は、最低 3 人の取締役を必要とするが、株主が 1 名の場合は、取締役を 1 人減らすことができる。取締役の任期は最大 6 年で、株主によっていつでも任期を終

了し、更新することができる。有限会社は、任期付きまたは無期限で選任された経営者によって管理される。ルクセンブルクでは、取締役や経営者の国籍や、居住地、資格に関する法的要件はない。

会議は通常、税務上の住所と法人格を維持するために会社の登記住所で開催される必要がある。取締役や経営者の権限と制約は、会社の定款に定められており、これらの権限を逸脱した場合は、賠償責任が発生する可能性がある。取締役や経営者として活動する個人には、会社役員賠償責任保険への加入が推奨されている。議決手続きや、会議の通知などを含む意思決定手続きも、定款に明記される。取締役や経営者は、関係者全員が決議を受理、執行する場合は、会議を開催せずに、書面による回答で意思決定を行うことができる。

株式会社は、株主の最大数に制限はないが、有限会社の最大株主数は 100 人未満と定められている。年次決算を承認する年次株主総会（AGM）は、会計年度終了後の 6 カ月以内に行われなければならない。株主は、代理人を通じて物理的な株主総会に出席可能で、定款の修正は公証人の立ち会いが必要となる。

その他の会社形態について：

株式有限責任事業組合（SCA） は、有限責任事業組合（SCS）と株式会社（SA）の特徴を併せ持つ法人。ジェネラル・パートナーとリミテッド・パートナーの最低 2 人の株主が必要となる。ジェネラル・パートナーは、会社の債務やその他の義務に対して責任を負い、会社の管理や日常業務を担い、会社の意思決定を行い、行動する権限を持つ。一方、リミテッド・パートナーは、資本を提供する投資家であり、責任の範囲は投資額に限定されている。また、会社の管理には関与せず、日常業務への影響力は最小限となる。SCA は、公証人の立会いの下で、最低 3 万ユーロ（設立日に少なくとも 25% が払い込まれている必要がある）の株式資本で設立される。株式は、額面金額の有無にかかわらず発行することが可能だが、通貨を統一する必要がある（財務諸および税務上の影響を受ける）。

株式資本への出資は、現金または現物で行うことができ、ほとんどの場合、株主の責任は出資額の範囲に限られる。会社は、定款に従って任命された 1 人以上の経営者（ジェネラル・パートナーである必要はない）によって管理され、最低 3 人の内部監査役によって監督される。SCA の株式は、ジェネラル・パートナーとリミテッド・パートナーが 1 人ずついる限り、自由に譲渡可能だが、特定の制限が課されることがある。この制限は、会社の定款や株主間契約に定められており、誰が株主になるかを管理する目的

がある。会社は、上記セクション VI.C. 「清算、解散」で記述された手続きに従って、株主の 3 分の 2 の多数決によって清算される。

有限責任事業組合 (SCS) は、パートナーシップと有限会社の両方の特徴を併せ持ち、ジェネラル・パートナーとリミテッド・パートナーの最低 2 人の社員が必要となる。ジェネラル・パートナー社員は、組合の債務や義務に対して連帯責任を負うが、リミテッド・パートナーは、パートナーシップ契約で定められた出資額の範囲内で責任を負う。パートナーは自然人でも法人でもよく、ジェネラル・パートナーがリミテッド・パートナーとしても活動することもできる。SCS はパートナーシップ契約を通じて設立され、契約内容は、商業登記所で登録され官報に掲載される必要がある。最低資本金は必要なく、多様な事業に利用しやすく、柔軟性がある。資本への出資は現金または現物で行うことができ、監査人による評価も不要。ジェネラル・パートナーは、会社運営を担当し、リミテッド・パートナーは、経営上の役割を持たず、投資家として活動する。ただし、リミテッド・パートナーの権利を侵害することなく、特定の決定を監督、または承認する権利を付与することができる。SCS の株式の譲渡は、パートナーシップ契約で定められた内容の制限を受ける。パートナーシップ内の統制と安定を維持するため、ジェネラル・パートナーの株式の譲渡には、通常、全員の同意が必要となる。リミテッド・パートナーの株式の譲渡も可能だが、パートナーシップ契約で定められた条件に基づいた承認が必要となる。会社は、上記セクション VI.C. 「解散・清算」に従い、株主の 4 分の 3 以上の賛成によって清算されない限り、指定された期間に自動的に解散される。

パートナーシップ (SNC) は、パートナーが連帯責任を共有する会社で、各パートナーは、出資額の範囲内に限らず、会社の全債務や負債に対して責任を問われる可能性がある。ルールがシンプルで費用効率性が高く、最低資本金が必要なく、柔軟な定款の作成が可能という点で、中小規模の家族経営のビジネスに適している。SNC は、最低 2 人のパートナーが必要で、これらは自然人または法人が務めることができる。SNC は、パートナーシップ契約によって形成され、契約内容は、商業登記所で登録され、官報に掲載される必要がある。SNC を設立するための最低資本は必要ないが、定款には資本金およびパートナーの出資（現金または現物）範囲を明記する必要がある。パートナーシップ契約は、意思決定や、利益配分、その他の運営面に関するさまざまな取り決めを行うことが可能で、特定のニーズに合わせて契約を調整することができる。SNC の管理は、全パートナーが共同で行う、委任するなど、パートナーシップ契約で指定することができる。株式会社とは異なり、取締役会のような正式な管理機関がないため、意思決定プロセスがより簡素化されている。SNC の株式の譲渡は、他の会社形態よりも制限されており、株式を新しいパートナーに譲渡する場合は、パートナーシップ内の統制と安定を確保するために、パートナー全員の同意が必要なことが多い。SNC は、指定

された期間後に自動的に解散するか、上記 VI.C.セクション「清算、解散」に従って清算される。解散には、株主の 4 分の 3 を代表するパートナーの同意が必要で、それが得られない場合は裁判所によって決定されることがある。

欧州会社 (SE) は、EU 法に基づいて設立された有限責任を持つ公開会社の一種であり、企業は、EU 加盟国間で統一された法的枠組みのもとで活動できる。各国の法的および実務的な障害を取り除くことで、欧州グループの合併や再編を容易にする。SE は、支店を通じて域内で活動ができるため、子会社による複雑なネットワークを必要としない。

SE は有限責任会社として設立され、既存の有限会社を合併し、持株会社や子会社を設立する、あるいは既存の有限会社を SE に転換することで設立される。SE は EU 規則およびルクセンブルク法の下で運営され、大企業から中小企業まで、必要となる資本金は 12 万ユーロで、EU の手続きを遵守することで SE の地位を活用できる。従業員代表との交渉は、必須となっている。SE の株式は、登録株式または無記名株とすることが可能で、証券取引所に上場されている SE は、国内法上、上場企業と同様に扱われる。加盟国が特定の活動に対してより高い最低資本金を義務付けている場合、その要件はその活動を行う SE にも適用される。SE の株主の責任の範囲が限られており、債務に対する財政的責任は、投資額の範囲に限定されるおり、他の有限会社と一致している。SE の経営構造は柔軟性があり、単一の取締役会（従来の取締役会に類似）または二層構造（経営委員会と監督委員会で構成）のいずれかを選択でき、会社のガバナンスの傾向にそって、会社の定款で指定される。SE は、会社を解散することなく EU の加盟国に本店を移転で、有利な規制や、税制、またはビジネス環境を利用するために域内で移転することができる。

ルクセンブルクで設立された SE の清算プロセスは、ルクセンブルクの株式会社の清算方法に準拠する。

＜主要な会社形態とその特徴＞

	株式会社 (SA)	有限会社 (S.à r.l.)	株式有限責任 事業組合 (SCA)	有限責任 事業組合 (SCS)	パートナーシップ (SNC)
法人格	法人格あり	法人格あり	法人格あり	パートナーシップ	パートナーシップ
設立方法	公証人による 定款作成が必要	公証人による 定款作成が必要	公証人による定款 作成が必要	パートナーシップ 契約による設立が 可能	パートナーシップ 契約による設立が 可能
経営体制	集中管理 (取締役会)	集中管理 (取締役会)	集中管理 (取締役会)	集中管理 (取締役会)	パートナーによる 管理
責任	有限責任	有限責任	無限責任と 有限責任	無限責任と 有限責任	無限責任
最低資本金	3 万ユーロ	1 万 2,000 ユーロ	30 万ユーロ	資本金要件なし	資本金要件なし